

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 17 日

障害者支援施設
共同生活援助
居宅介護
重度訪問介護
短期入所
重度障害者等包括支援
障害児入所施設

} 代表者 殿

奈良県福祉医療部障害福祉課長

令和 6 年度（令和 5 年度からの繰越分）障害福祉分野のロボット等導入支援事業 に係る希望調査（照会）

平素は、本県障害福祉行政の推進にご理解とご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、令和 6 年度（令和 5 年度からの繰越分）障害福祉分野のロボット等導入支援事業に係る希望調査を行いますので、補助金の交付申請をお考えの法人様については、下記のとおりデータの提出をお願いします。

ご多忙の中お手数をお掛けしますが、下記のとおり期日までの提出をお願いします。

なお、今回はあくまで希望調査であり、ご提出いただいた法人全てに本事業による補助を実施することを確約するものではありませんので、あらかじめご了承のうえご提出ください。補助対象となった法人には、当課から改めてご連絡差し上げます。

※奈良市指定の事業所は補助対象外となりますので、詳細は奈良市障がい福祉課へお問合せください。

記

1. 提出データ：事業計画書.xlsx、所要見込額内訳書.xlsx、複数社の見積書
※メールで提出ください。
2. 提出先：奈良県障害福祉課総務・施設係 繁光、小林宛
提出先メールアドレス：syogai@office.pref.nara.lg.jp
3. 提出期限：令和 6 年 10 月 7 日（月）17 時（必着）
（上記期限後に受理した計画は選考対象外となります。）
4. 留意事項：

①本事業の実施主体として対象となる障害福祉サービスは、障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援又は障害児入所施設です。（それ以外のサービスを実施している事業所については本事業の対象となりませんのでご注意ください。）

②想定される機器の例は、以下のとおりです。

(1) 移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
(2) 移動支援	障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
(3) 排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
(4) 見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
(5) 入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

なお、利用者のプライバシーに配慮されていない監視目的のカメラや、施設・事業所への設置に際し工事を伴う機器、補装具等に相当する機器等は対象外としております。

③導入する介護ロボット等の選定に当たっては以下の事項を検討し、障害分野の介護ロボット等導入計画に付記してください。

- (1)導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、S マーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。
- (2)介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。
- (3)介護ロボット等の導入に際してはサービス利用者等に対して介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。
- (4)次のア及びイの条件を満たす障害福祉分野のロボット等導入支援事業について、補助対象を選定する際に優先的な採択を行うものとします。

ア 介護ロボット等の導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により、超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合に、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申した場合。

イ 本補助事業の交付申請時において「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3か月以内に取得見込みであることを都道府県等が認めた場合。

④1 台当たりの導入経費の補助対象額(初期設定に要する費用を含む。)は、以下のとおりとします。

- (1) 移乗介護、入浴支援：10万円以上100万円以下
- (2) 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援：10万円以上30万円以下

⑤1 つの施設・事業所に対する補助対象上限額は以下のとおりとします。また、本事業の補助率は3/4（＝事業者負担率1/4）となっております。

- (1) 障害者支援施設：全ての機器の合計額210万円を限度とする。
- (2) グループホーム：全ての機器の合計額150万円を限度とする。
- (3) その他事業所：全ての機器の合計額120万円を限度とする。

なお、見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費（障害者支援施設、グループホームのみ）については、補助対象上限額は750万円とします。

※限度額は国要綱等で定められているもので県予算の上限により補助ができない場合があります。

- ⑥1つの施設・事業所において、サービスの指定を複数受けている場合は、1施設・事業所として⑤の(1)から(3)に規定するいずれかの補助上限額を適用するものとします。
- ⑦本事業によりロボット等を導入する障害福祉サービス事業者等は、ロボット等を導入することによって得られた生産性向上に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、奈良県が指定する期日までに報告する必要があります。
- ⑧本事業完了後には、事業完了年度の翌年度の4月末日までにロボット等導入実績報告書の提出を求める予定です。なお、上記⑦を含めた報告内容については、全国の障害福祉サービス事業所等におけるロボット等の導入の参考に資するよう、公表する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑨国要綱の変更等により、上記記載事項が変更される可能性があることにご留意ください。

奈良県福祉医療部障害福祉課 総務・施設係 担当：繁光、小林 TEL:0742-27-8514
